

新型コロナウイルス感染肺炎状況より專利、商標、集積回路配置図設計

に与える影響による関連期限について国家知識産権局の公告

国家知識産権局公告(第350号)

公表時間: 2020-1-29

党中央委員会および国務院より新型コロナウイルス感染肺炎を予防および抑える対策を徹底的に実施し、感染状況を受けた当事者の特許、商標および集積回路配置図設計等の手続きにおける合法的な権利と利益を確実に保護し、緊急事態対応法、特許法及びその実施細則、商標法及びその実施条例、集積回路配置図設計保護条例及びその実施細則などの法律と規制の関連規定に従って、專利、商標、集積回路配置図設計等の手続きを処理するための関連期限について、下記のように公告する。

- 一、当事者が感染の状況に関連する理由により、専利法およびその実施細則で規定された期限または国家知識産権局に指定された期限を遅らせ、その結果、権利が喪失された場合、特許法実施細則第 6 条第 1 項の規定が適用されるものとする。当事者は、障害が消失した日から 2 か月以内に、遅くでも期間満了日から 2 年以内に、権利回復を請求できる。権利回復を請求する場合、権利回復請求料を支払う必要はないが、権利回復請求書を提出し、理由を説明し、相応する証明資料を添付する必要があり、同時に権利喪失前に行うべきである相応する手続きを行う。
- 二、当事者が感染の状況に関連する理由により、商標法およびその実施条例で規定された期限または国家知識産権局により指定された期限を遅らせ、その結果、関連する商標手続きを正常に処理できない場合、関連期限は権利行使に対する障害が生じた日から停止され、権利行使に対する障害が消失した日に引き続き計算され、法律による別途の規定がある場合を除く。権利行使に対する障害により商標権が喪失された場合、権利行使に対する障害が消失した日から 2 か月以内に書面による申請を提出し、理由を説明し、相応する証明資料を提出し、権利回復を請求することができる。
- 三、当事者が感染の状況に関連する理由により、集積回路配置図設計保護条例及びその実施細則に規定された期限または国家知識産権局により指定された期限を遅らせ、その結果、権利が喪失された場合、集積回路配置図設計条例実施細則規則第 9 条第 1 項の規定が適用されるものとする。当事者は、障害が消失した日から 2 か月以内に、遅くでも期間満了日から 2 年以内に、権利回復を請求する場合、権利回復請

求料を支払う必要はないが、権利回復請求書を提出し、理由を説明し、相応する証明資料を添付する必要がある、同時に権利喪失前に行うべきである相応する手続きを行う。

四、專利、商標、集積回路配置図設計など手続きの各期限について、満了日が2020年の春節連休期間にある場合、期限満了日は國務院事務局の春節連休に関する休暇通知に従って、連休終了後最初の営業日まで延長される。

國家知識產權局
2020年1月28日

注：

專利權回復について、具体的な申請方法と内容

- (1) 権利回復請求理由：不可抗力的事由
- (2) 証明資料：当事者が所在地の政府より出された証明、公告；又は当事者が感染による隔離、新型コロナウイルス感染肺炎の証明（多数の案件に対して1部の証明資料で可）
- (3) 権利回復案件の種類：專利法實施細則第6条によって、專利法第24条（新規性喪失の例外）、第29条（優先権期限）、第42条（專利存続期間）、第68条（訴訟の時効）に規定された期限以外に、当事者が関連する期限を遅らせることで権利喪失された場合、規定により権利回復できる。